

平成25年労第241号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aグループ等の電気通信事業者の電話・通信の工事を請け負う情報通信建設会社であるB所在のC会社で通信設備工事業務に従事していた。請求人は、平成〇年〇月〇日午後8時30分頃、Dビル作業現場から原動機付自転車で帰宅途中、前方の普通自動車は急停止したため、急ブレーキをかけたところ、路面が雨上がりで濡れていたこともあり、滑りながら転倒して負傷（以下「本件事故」という。）し、救急搬送されたE病院からF病院に搬送され、「外傷性頸髄症、右半身不全麻痺」（以下「原傷病」という。）と診断され、同年〇月〇日まで入院した。

請求人は以後、外来治療を続けていたが、平成〇年〇月以降は通院を中断し、再受診した平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。同年〇月〇日に障害が残存するとして監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第9級の7の2と認定し、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、本件事事故後から、記憶力の低下、物忘れ、注意散漫、味覚障害、トイレ回数増加などの症状が続くとして、平成〇年〇月〇日、Gクリニックに受診したところ、「外傷性脳損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断さ

れ、同クリニックのH医師の勧めにより、Iクリニック、J病院及びK病院に受診し精密検査を受けたところ、神経因性膀胱、味覚障害と平衡障害の所見がみられた。

請求人は、本件傷病は原傷病の再発であるとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が、原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、記憶力の低下、物忘れ、味覚障害、頭痛、平衡障害等の症状は本件事故後から続いていたものであり、本件傷病は原傷病の再発である旨主張しているので、以下において検討する。

(1) H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、受傷時の意識障害及び神経学的異常所見（右不全片麻痺、多発性脳神経麻痺、神経因性膀胱、高次脳機能障害）の存在から本件傷病と診断したものであり、他に脳損傷を起こすエピソードがないことから、発生時期は本件事故日と推察したと述べている。

(2) 一方、L医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日

撮影の頭部CT、平成〇年〇月〇日撮影の脳のMRIを読影すると、脳挫傷を疑わせる所見は認められず、負傷当初に診療を行った医療機関において頭部外傷による脳損傷が確認されていないことから、平成〇年〇月以後に確認された異常所見の原因が当初の負傷に起因するとは判断し難いと述べている。

(3) M医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、頭部に直接的な外傷が認められず、受傷後の意識障害も認められなかったことから、頭部外傷の病名がつけられていないことや、び慢性軸索損傷という非直接的な頭部外傷で起こる病態を考慮に入れても、受傷後1年半以上経過して新たな症状、高次脳機能障害が当初の外傷と関連して出現するということは医学的見地からは到底考えられない旨を述べている。

(4) 本件事故の態様をみると、フルフェイスのヘルメットを着用して原動機付自転車で帰宅途中、前方の普通自動車は急停止したため急ブレーキをかけ、滑りながら転倒して負傷したというものであり、ヘルメットを着用していた頭部をどこかにぶつけたという状況は認められない。画像検査の結果でも脳損傷を疑わせる所見が認められていないことなどから、当審査会としては、上記のL医師及びM医師の所見は妥当であり、本件傷病は原傷病の再発とは認められないと判断する。

(5) なお、請求人は、現在自覚している記憶力低下、頭痛、平衡障害等の症状は本件事故直後から存在している症状であると主張している。この点、受傷後、入院していた病院の診療録に記載が認められないとの一点をもって、こうした症状が無かったとまで断定することはできないが、客観的証拠がない以上、そのような症状があったと推認することもできないものであることを付言する。

3 したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。